



独立行政法人国立病院機構の概要

資料 2

1. 設立

- 平成16年4月1日
- 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）を根拠法として設立された特定独立行政法人

2. 機構の行う業務

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと
- ④ 上記に付帯する業務を行うこと

3. 組織の規模（平成24年4月1日現在）

病院数 : 144病院
運営病床数 : 52,232床（全国シェア3.5%）

一般病床	療養病床	結核病床	精神病床	感染症病床	計
45,905	120	2,008	4,149	50	52,232

臨床研究センター : 12病院
臨床研究部 : 72病院
附属看護師等養成所

看護師課程 : 39校
助産師課程 : 5校
リハビリテーション学院 : 1校

☆国立病院機構の病床シェア （政策医療のセーフティネット）

1 : 心神喪失者等医療観察法 : 61.9%
2 : 筋ジストロフィー : 95.7%
3 : 重症心身障害 : 39.6%
4 : 結核 : 37.3%

国立病院機構の理念

私たち国立病院機構は
国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために
たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに
患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し
質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます

4. 患者数（平成23年度実績）

入院患者数（1日平均） 44,069人
外来患者数（1日平均） 48,020人

5. 役職員数（常勤）

役員数 6人（平成24年4月1日現在）
職員数 53,700人（平成24年1月1日現在）
※医師6千人、看護師35千人、その他13千人
【看護職の副院長を2病院に設置】

6. 財務

各病院が自己の診療収入により収支相償を目指しています。
平成23年度は、国立病院機構全体で経常利益458億円（経常収支率105.4%）であり、法人発足以降、経常収支プラスを維持しています。

また、個々の病院においても、法人発足時の平成16年度決算（経常収支）において74病院（再編成実施病院除く）あった赤字病院が、平成23年度決算では25病院（△49病院）となり、収支改善が進んでいます。

労働組合について

1. 全医労について（全医労ホームページより）

- ・ 名 称：全日本国立医療労働組合（略称：全医労）
- ・ 結 成 年：1948年
- ・ 組合員数：2万1千人(2012年4月現在、国立病院機構の外、国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所の職員で構成)
- ・ 施設数等：全国162支部を基礎単位（2012年4月現在、165施設のうち162カ所に支部、その他全国の専従書記で作る書記局支部が1ヶ所）として、50の地区協議会（おもに都道府県ごと）、8つの地方協議会（おもにブロックごと）を構成

2. 平成23年度の団体交渉

（1）機構本部における団体交渉の概況

①非常勤職員賞与等（平成23年5月）

- ・ 非常勤職員の賞与を常勤職員に準じた支給月数とすること
- ・ 育児を行う職員の勤務時間制度の拡充を図ること 等

②昇格（平成23年9月）

- ・ 昇格改善要求について

③増員（平成23年10月）

- ・ 夜勤回数は増員により月6日以内とすること
当面、月8日以内夜勤に収まるよう増員すること
- ・ 休日は月に最低2回以上の連休とし、その内1回は土日となるよう制度化すること 等

④ベア等（平成24年3月）

- ・ 国家公務員の給与改定に準じた賃金引下げを行わず、賃金改善を行うこと

（2）各病院における団体交渉の概況（45病院、50回）

- ・ 年次休暇の取得促進（26件）
- ・ 超過勤務の縮減（15件）
- ・ 夜勤回数の低減（14件）
- ・ 勤務割りに当たっての配慮（13件）
- ・ 休憩・休息時間の確保（11件）
- ・ その他（11件）